

## 日本労働年鑑 第26集 1954年版

The Labour Year Book of Japan 1954

## 第一部 労働者状態

## 第四編 賃金と労働条件

## 第一章 賃金

## 第一節 名目賃金、労働の価格および実質賃金

一九五二年の名目賃金の平均は鉱業一万五一八八円、製造業一万三五一六円であり、前年にくらべて前者は二一・五%、後者は一五・四%の上昇を示している。前年の上昇率が鉱業二七・八%、製造業三九%であつたのにくらべると、一般的にやや停滞していることがわかるが、製造業においては、その傾向がとくにいちじるしい。このことは、前年度から軍拡の中たるみなどのかたちで、恐慌が各産業にじわじわとあらわれはじめたからであろう。鉱業の上昇率が製造業よりもやや高いのは、前年秋のベース・アップの影響と、五二年なかばまで石炭業がまだ好況を継続し、労働強化によつて増産を促進してきたためである。

産業別の賃金上昇率は第90表にみられるように、前年大巾な上昇を示した金属工業が、前年の四分の一の上昇におわつていることがめだつているが、これは主として鉄鋼業の不振を反映したものである。そのほか製材、食料品も上昇率が低く、紡績も、操業短縮の影響で、やや低目である。これに反して、その他の雑工業は、前年にはそれほどの上昇をみせなかつたにかかわらず、三一%と大巾な上昇をみせている。鉄鋼、紡績、化学等の大規模産業が不調であるのにたいして印刷、機械、窯業、雑工業が好調なのは、中小企業が大企業よりも賃金上昇がおくっていたのを少しずつ回復したものとみてよいであろう。

つぎに五二年における鉱業、製造業別の名目賃金の月別推移を第91表によつてしらべると、まず鉱業では一月が前年一二月にたいしてマイナス二二・七であり、前年一月にはマイナス一・六であつたのよりも下落がはなはだしい。これは前年の年末ボーナスおよび一時金が大巾に増加したからである。しかし五月までは、三月にちよつと持ち直しただけで漸減傾向をたどり、七月、八月に大きな山をつくつている。これは石炭業の好況による賞与、夏季手当などの臨時給与増加のあらわれである。しかし九月にはまたがたりとおちて、貯炭の増大を敏感に反映し、一〇月、十一月は、炭労ストライキの結果、さらにはなはだしく下落している。鉱業の賃金水準は製造業にくらべて一般的に堅調であつたのは、前年秋に九%賃上げを獲得した炭労の統一闘争の威力の結果であろう。

製造業の場合は、一月がマイナス二七・四で、鉱業よりも下落が大きい。もう、この時期から一般産業の不況の影はかなり色濃いものがある。そして五月まではだらだらと低落し、六月にようやく一九・四%と大巾な増加に転じている。これは夏季手当などの一時金が増額されたためでもあろうが、鉄鋼、私鉄、合化労連等が総評の賃金綱領にもとづく春季賃金闘争を展開し、その成果が多少あらわれたせいでもある。だから八、九、十月には漸減傾向があらわれてはいるものの、賃金水準としては、二、三、四月の上半期よりも全体としてあがつている。とはいえ、賃金率の上昇が微弱なのは、鉄鋼、紡績、石油及び石炭製品、木材木製品が、恐慌におちいつた結果、賃金上昇率がいちじるし

く鈍化したためであろう。ことに一〇月の賃金が九月よりも減少していることは、ドッジ・ライン直後の二四年一〇月以来のことである。秋季賃上げ攻勢が峻烈になつているにもかかわらず、このような停滞をきたしているのは、強慌の深さがなみなみならぬものであることを示す。

ここで名目賃金の平均を労働者の種類別にみておこう(第92表)。まず現金給与総額については、生産労働者を一〇〇とすると、管理、事務、及び技術労働者は、鉱業一四九、製造業一六〇であり、かなり大巾な格差があり、とくに特別に支払われた臨時給与では、鉱業二三一、製造業二二六と、倍以上のひらきがある。これは、戦後の一時期においては上級労働者と下級労働者の賃金のひらきがそれほどでなかつたにもかかわらず、職階制の採用などを通じて次第に格差をひろげ、労働者統轄の物質的基礎になつていることをいみしている。このような賃金の上下の格差の増大傾向は、なによりも国家公務員の給与に代表されているといつてよい。すなわち公務員給与最高最低額倍率は第93表のとおりである。

もちろん他産業でも上下の格差のひらきはひどい。そして下層労働者の極端な低賃金が賃金水準全体をおし下げる役割をはたしていることをみのがすことができない。たとえば合化労通の調査によると、一四社一万七七三三名の労働者中、八〇〇〇円未満の低賃金の労働者は、五五一名をかぞえ、全体の八・七%である。また私鉄総連の調査によると、関東各社では一八才、勤続〇年の駅手が東急五五〇〇円、京帝四七九〇円、京成五一八〇円であり、二五才、勤続五年の駅手でさえ、それぞれ六九一〇円、五三二〇円、五七六五円と、おどろくべき低額である。

名目賃金の推移を労働の価格(単位時間当り賃金)の観点からみた場合、まず一か月当り労働時間の推移は第94表の通りである。一九五一年にくらべて、五二年は、一か月当り平均労働時間数は鉱業一八三・九時間、製造業一九四・四時間である。ここで注目すべきは、鉱業において二、三、四、五月は、名目賃金が低落傾向にあるにもかかわらず、労働時間はいずれも一九〇時間をこえており、三月のごときは戦後最大の時間数を示している。つまり労働時間がふえたのに、それほど賃金は上っていない。製造業の場合も八、九月などは労働時間が多く、ことに九月は二〇〇時間を突破しているのに賃金ははなはだしく低い。これは中小企業などが、恐慌きりぬけのため名目賃金をひき下げるかわりに労働時間を延長し、労働強化を促進することによつて、実質的な賃下げをはかつたとみるべきであろう。

実質賃金指数として用いられるのは、ふつう経済審議庁調べと東洋経済調べの二つであるが、前者が物価指数について戦前基準のウエイトと戦後のそれとを幾可平均したフィッシャー式であり、後者は戦前の消費内容のみをウエイトしたラスパイルズ式であるため、数字に多少のずれがみられる。従来は東洋経済の指数が一般に低めにでていたのであるが、五二年度は九月以降ほとんど変りのない指数になり、むしろ若干高めにさえあらわれている。これは五二年の九月以降C・P・Iが改正されたためである。すなわちC・P・I(消費者物価指数)は指数の価格資料を小売店舗にもとめ、またウエイトも最近の消費型を反映したものに改め、さらに二、三の技術的欠陥も是正された。このような改正の原因の一つは労働組合をはじめ多くの人々から強い批判をうけたためであろうが、これによつて実質賃金指数が約一割ひき下げられることになる。労働組合の賃金要求にたいして経営者側は官庁統計にもとずいて「実質賃金はすでに戦前水準を突破している」としてこれを拒んだのであり、実質賃金指数が低賃金政策に一役かつていたことはまぎれもない事実である。しかるに、こんどの改正によつて指数がさがつたということは、その差額分をいままで労働者がもらつているといわれながら実はもらつていないことになつてしまう。この点は実質賃金指数の虚偽性をあらわすものとして、かえつて興味ぶかいことである。

ついでながらC・P・Iの改正について一言しておこう。改正によつてC・P・Iは多少改善されたが、まだ欠陥をもっていることに注意する必要がある。第一にウエイトは依然として家計調査としては不完全なC・P・Sからとつているから、消費実態を正しく反映したものとはならない。第二に基準年次を二六年にとつたことは改善であるとしても、二六年度はまだ戦前の六〇%の消費水準しか示していないため、消費実態は正常とはいえず、C・P・Sの品目、購入量はきわめてみじめである。以上のような欠陥があるので、改正されたC・P・Iを用いた実質賃金指数においても、生活水準を正確にあらわすことはできないといえよう。

労働者の実質賃金は、むしろつぎのような単純な方法によつてみた方が実態にちかい。たとえば、鉄鋼労連の調査によると、一九三四～六年の八幡製鉄所作業員の平均月収は八七円九三銭であつた。この平均月収には臨時工の賃金が加算されており、かつ、月給社員の賃金がふくまれていないから、それらを考慮すると、八幡の平均賃金はおそらく、月額一〇〇円を下らないものと推定される。この戦前の賃金を現在の水準に直すと、日銀小売物価指数によつても、税込み三万五〇〇〇円となり、現在の八幡の平均賃金の約二倍である。つまり現在の労働者の実質賃金は約五〇%とみてまちがいないであろう。

戦前にくらべて以上のように極端に低位にある賃金を、国際的に比較すると、一層わが国の低賃金が明らかになろう。第96表にみられるように、わが国の賃金はアメリカの約一〇分の一、イギリスの約三分の一にすぎない。賃金の国際比較は理論的にも技術的にも困難な点が多いので、これらの数字は正確であるとはいえないが、大体の傾向はわかる。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

\*\*\*\*年\*\*月\*\*日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---